



# 鳥取県公報

平成 19 年 12 月 25 日(火)  
第 7 9 5 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（1074・1075）（森林保全課）・・・・・・・・ 2  
指定居宅サービス事業者の廃止（1076）（東部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・ 4  
指定介護予防サービス事業者の廃止（1077）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◇ 教委告示 平成 20 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項（26）（高等学校課）・・・・ 5
- ◇ 公 告 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知  
（4件）（森林保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

# 告 示

## 鳥取県告示第 1074 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字淀ノ空722、723、724の1、725、726の1、727の1、728、729の1、729の3、731の1、731の3、732から734まで、735の1、736の1、736の3、737、737の1、737の3、738から743まで、745、746の1、746の3、747の1、747の3、字クゴ748の1から748の3まで、749から769まで、770の1、771の3、772の1、775から782まで、783の1、784、785の1、字ネキ右平ラ788、790から796まで、799から808まで、810から825まで、827、827の1、828、829、831から850まで、850の1、851の1、851の2、852の1、852の2、853から855まで、字隠谷1003の1、1004の1から1004の3まで、1006の1、1006の2、1009の1、字長畑ノ上エ1010の1、1010の3、1011、1012の1、1013の1、1014から1016まで、1017の1、1018、1019の1、1019の2、1020の1、1020の2、1021の1、1021の2、大字市瀬字瀧谷2126から2131まで、2135から2137まで、字長渡瀬ノ山3283の2、3283の3、3284の1、3285から3287まで、3288の1、3289の1、3290、3291、字吉ヶ谷ノ山3292から3294まで、3295の1、3300から3314まで、3315(次の図に示す部分に限る。)、3316から3321まで、字ヒツガサコ3322から3324まで、3324の1、3325、字ダケ3326から3341まで、3343、字地主ノ本3344の1、3344の2、3345から3353まで、3358から3362まで、3364から3366まで、字板井原宮ノ谷3367から3369まで、3371から3378まで、3380から3388まで、3389の1、3390の1、3391から3393まで、字瀬戸3394から3399まで、3400の1、3400の2、3401、3402、3404から3409まで、3410の1から3410の5まで、3411、3412、字宮地谷3430の9、3431から3433まで、3433の1、3434、3435の1、3435の2、3437の2から3437の5まで、3437の7、3437の8、3437の10、字屋毛尾3438の1から3438の7まで、字中畑3449から3458まで、字吸谷3459から3468まで、3469の1、3470、3471、3473、3474の1、3475から3487まで、3490、字上エノ山3491、3492、3494、3497から3507まで、字アシ谷ノ山3521の10、3522、字ツヘガ途3534、3561から3563まで、字岩ヶ途3574、3577から3582まで、字上ミ別レ谷3586から3601まで、字坂ノ谷3602から3605まで、3607から3612まで、3615から3618まで、3619の9、3619の11から3619の13まで、3620、3621の1、3621の2、3623、3624、3626から3629まで、字船山ノ上3630から3639まで、3641から3645まで、3646の1から3646の7まで、3647

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 1075 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所**

八頭郡八頭町奥野字屋敷75、88、字甲ノ谷78の1、79の2、84の2、妻鹿野字阪根1483、1484、1487、1488の1、1488の2、1488の4から1488の7まで、1495、1496の1から1496の3まで、1497の1から1497の4まで、1498の1、1498の3、1499、1500、1501の1、1502、1503の1から1503の3まで、1508の1から1508の3まで、1509の1、1509の3、1511の1、1514、1515、1516の1から1516の3まで、1517、1518、1519の1、1520、1521の1、1522、1523、1524の1、字唐戸1530、1531、1537(次の図に示す部分に限る。)、1543の1、1543の3、1544、1545の1、1545の2、1545の4から1545の8まで、1556、1557の1、1557の2、1564、1565の2、字方祖原1573の2から1573の4まで、1617から1620まで、1621の1から1621の4まで、1622、1623の1、1624の1、1625、1626の1から1626の3まで、1627の1、1627の2、1628、1631の1から1631の4まで、1632の1、1633の1、1633の2、1634、1635、1637の1、1638の1から1638の3まで、1639の1、1639の3、1639の4、1640、1641の1から1641の5まで、字都倉1656から1710まで、字瀧谷1747から1780まで、1783から1786まで、字階子谷1948から1951まで、1960、1962から1984まで、字西谷通1985から2003まで

**(2) 保安林として指定された目的**

水源のかん養

**(3) 変更後の指定施業要件****ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**

次のとおりとする。

**2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所**

八頭郡八頭町奥野字井ノ口5、5の1、6、清徳字水出口38の2、字上河原39の2、字水出234から237まで、妻鹿野字西池野115、字東池野215、字中野2067、2068、字財尾山2080、2081、2084、2086、2102、2103、鍛冶屋字屋敷130、130の2、131、字中ノ谷335から337まで、字屋敷ノ上エ338から340まで、横田字西谷243の1、244、246の2、247、字丸尾256の1、字引尾258、新興寺字隠谷685の1、685の2、徳丸字寺谷1091、字極楽尾下平1742、安井宿字白石谷1261

**(2) 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**(3) 変更後の指定施業要件****ア 立木の伐採の方法**

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

横田字西谷243の1、244、246の2、247、字丸尾256の1、字引尾258、新興寺字隠谷685の1、685の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町横地字横地土居13の1、13の2、字抜戸725、726、字通谷741、744、佐崎字椎ノ木鼻平460、才代字割谷504の2、奥野字清水191、191の1、191の2、196の1、清徳字上河原平243の2、中字家ノ上792の3、792の7、妻鹿野字迎平1403の1、宇都倉1737、徳丸字堂ノ谷1711の2、宇宮山1777の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第 1076 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 碧水プラザクリニック 理事長 増田 聡子	鳥取市立川町 五丁目 256-1	プラザクリニック 訪問介護事業所	鳥取市立川町五丁目 256-1	訪問介護	平成 19 年 11 月 30 日

#### 鳥取県告示第 1077 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 碧水プラザクリニック 理事長 増田 聰子	鳥取市立川町 五丁目 256-1	プラザクリニック 訪問介護事業所	鳥取市立川町五丁 目 256-1	介護予防訪問 介護	平成 19 年 11 月 30 日

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第 26 号

平成 20 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

#### 平成 20 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

#### 1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目 210	50 人
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町 801	70 人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町 1	50 人

#### 2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 69 条各号のいずれかに該当する者

#### 3 出願方法

##### (1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

- (ア) 入学志願書(各募集高等学校から交付されたもの)に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの
- (イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受領したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

##### (2) 出願期間

持参による場合は、平成 20 年 4 月 1 日(火)から同月 3 日(木)までとし、書留郵便(簡易書留とすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、同月 2 日(水)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限る。

##### (3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

- (4) 受付場所  
各募集高等学校
- 4 入学者選抜の方法  
入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。
- 5 学力検査の日時等
- (1) 日時  
平成 20 年 4 月 8 日 (火) 午前 9 時から (午前 8 時 30 分までに集合すること。)
- (2) 場所  
各募集高等学校
- (3) 学力検査の教科  
国語 (国語総合、現代文及び古典)、数学 (数学 I・数学 A 及び数学 II・数学 B) 及び英語 (英語 I 及び英語 II) とする。  
なお、平成 17 年 3 月以前に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者その他の旧教育課程の履修者についての移行措置は、実施しない。
- 6 合格者の発表  
平成 20 年 4 月 11 日 (金) 正午に各募集高等学校において合格者の受検番号を掲示する。
- 7 入学者選抜の結果の開示  
入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例 (平成 11 年鳥取県条例第 3 号) 第 19 条第 1 項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、学生証等写真により本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。
- (1) 開示請求ができる期間  
平成 20 年 4 月 11 日 (金) から 1 月間
- (2) 開示する場所  
各募集高等学校
- 8 注意事項
- (1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- (2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。
- 9 参考事項
- (1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。  
国語、数学、外国語 (英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育
- (2) 専攻科の修業年限は、1 年とする。
- (3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

---

## 公 告

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者 (以下「森林所有者等」という。) の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 4 日付鳥取県告示第 1003 号）の内容  
（告示の内容）

## 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

鹿嶋 廣子	倉吉市耳字難谷 703
〃	倉吉市耳字難谷 704
山岡 定男	倉吉市耳字難谷 709 の 1
竺原 幸富	〃
竺原 睦憲	〃
竺原きみゑ	〃
生沢 茂	〃
大地木睦義	〃
大地木金蔵	倉吉市耳字難谷 709 の 2
入沢常次郎	倉吉市耳字難谷 709 の 3
鹿嶋 廣子	倉吉市耳字難谷 709 の 6
竺原 力吉	倉吉市耳字難谷 709 の 17
入沢常次郎	倉吉市耳字難谷 709 の 24
大地木金蔵	倉吉市耳字難谷 709 の 25
鹿嶋 廣子	倉吉市耳字難谷 709 の 37
山岡 定男	倉吉市耳字難谷 709 の 49
竺原 健蔵	〃
竺原 幸富	〃
竺原 恒市	〃
竺原 登代	〃
竺原きみゑ	〃
大地木睦義	〃
入沢 俊彰	〃
大地木金蔵	倉吉市耳字難谷 716

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

佐治 幸雄	倉吉市鴨河内字一ノ谷 164 の 19
佐治 竹年	〃
山根 市野	〃
生田 浄	〃
生田 明	〃
生田喜志男	〃
猪川 勅嗣	〃
馬西 治徳	〃
福摩 登理	〃
米田 行成	〃
米田 鶴俊	〃
若本 郁夫	倉吉市鴨河内字二ノ谷 165 の 7
生田喜志男	倉吉市鴨河内字二ノ谷 165 の 12
若本 郁夫	倉吉市鴨河内字二ノ谷 165 の 19
佐治 幸雄	倉吉市鴨河内字二ノ谷 165 の 36
佐治 竹年	〃
山根 市野	〃
生田 浄	〃
生田 明	〃
生田喜志男	〃
猪川 勅嗣	〃
馬西 治徳	〃
福摩 登理	〃
米田 行成	〃
米田 鶴俊	〃
佐治 幸雄	倉吉市鴨河内字三ノ谷 166 の 15



佐治 竹年	〃
山根 市野	〃
生田 浄	〃
生田 明	〃
生田喜志男	〃
猪川 勅嗣	〃
馬西 治徳	〃
福摩 登理	〃
米田 行成	〃
米田 鶴俊	〃
山根 陽子	倉吉市鴨河内字汁谷 173 の 10
生田喜志男	倉吉市鴨河内字汁谷 173 の 11
佐治 幸雄	倉吉市鴨河内字汁谷 173 の 23
佐治 竹年	〃
山根 市野	〃
生田 浄	〃
生田 明	〃
生田喜志男	〃
猪川 勅嗣	〃
馬西 治徳	〃
福摩 登理	〃
米田 行成	〃
米田 鶴俊	〃
岩本 熊治	倉吉市鴨河内字ネギ谷 201 の 19
佐治 幸雄	〃
佐治 竹年	〃
山根 市野	〃
生田 浄	〃
生田 明	〃
生田喜志男	〃
猪川 勅嗣	〃
馬西 治徳	〃
福摩 登理	〃

米田 行成	〃
米田 鶴俊	〃
佐治 幸雄	倉吉市鴨河内字大原 203 の 1
佐治 竹年	〃
山根 市野	〃
生田 浄	〃
生田 明	〃
生田喜志男	〃
竹好清太郎	〃
猪川 勅嗣	〃
福摩 登理	〃
米田 行成	〃
米田 鶴俊	〃
米田 貞一	〃
米田繁三郎	倉吉市鴨河内字小原 259 の 4
向井 育蔵	倉吉市鴨河内字小原 259 の 17
山根 作市	倉吉市鴨河内字小原 259 の 18
猪川 岩吉	倉吉市鴨河内字上ヒツケ 261
生田喜志男	倉吉市鴨河内字上ヒツケ 262 の 5
万治 豊輝	倉吉市鴨河内字下ヒツケ 263 の 2
佐治 幸雄	倉吉市鴨河内字下ヒツケ 263 の 16
佐治 竹年	〃
山根 市野	〃
生田 浄	〃
生田 明	〃
生田喜志男	〃
猪川 勅嗣	〃
馬西 治徳	〃
福摩 登理	〃
米田 行成	〃
米田 鶴俊	〃
米田岩五郎	倉吉市耳字湯瀬平 133
鹿嶋 廣子	倉吉市耳字トギイハ 522 の 1

〃	倉吉市耳字トギイハ 522 の 2
〃	倉吉市耳字トギイハ 522 の 3

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 通知の掲示場所 倉吉市役所

## 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

## 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 12 月 4 日付鳥取県告示第 1004 号)の内容

(告示の内容)

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山方 高則	倉吉市関金町小泉字御用谷 32 の 17
〃	倉吉市関金町小泉字御用谷 32 の 19
米口 正志	倉吉市関金町小泉字ブチ 34 の 3
山方 高則	倉吉市関金町小泉字ブチ 34 の 4
西田 武道	〃
小椋 繁	倉吉市関金町小泉字ブチ 34 の 9
小椋 守	倉吉市関金町小泉字ブチ 34 の 12
〃	倉吉市関金町小泉字ブチ 34 の 15

小椋 繁	〃
小椋 隆輔	〃

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

天野吉太郎	倉吉市関金町野添字木戸坂 418 の 1
天野 竹多	倉吉市関金町野添字木戸坂 425 の 1
天野 幸恵	倉吉市関金町野添字木戸坂 425 の 2
天野 範彰	〃
天野 竹多	倉吉市関金町野添字木戸坂 425 の 3
天野 幸恵	倉吉市関金町野添字木戸坂 433 の 1
天野 範彰	〃
小椋 甚六	倉吉市関金町野添字木戸坂 441
天野 市治	倉吉市関金町野添字上木戸坂 443
天野 庄市	〃
天野 竹多	〃
門木 猛	〃
〃	倉吉市関金町野添字上木戸坂 444 の 1
〃	倉吉市関金町野添字上木戸坂 444 の 2
天野 庄市	倉吉市関金町野添字上木戸坂 445 の 1
天野 増蔵	〃
天野 竹多	〃
門木 猛	〃
天野 庄市	倉吉市関金町野添字上木戸坂 445 の 2
天野 増蔵	〃
天野 竹多	〃
門木 猛	〃

天野 庄市	倉吉市関金町野添字上木戸坂 445 の 3
天野 増蔵	〃
天野 竹多	〃
門木 猛	〃
天野 庄市	倉吉市関金町野添字上木戸坂 446 の 2 (次の図に示す部分に限る。)
天野 増蔵	〃
天野 竹多	〃
門木 猛	〃
天野 庄市	倉吉市関金町野添字上木戸坂 446 の 4
天野 増蔵	〃
天野 竹多	〃
門木 猛	〃
天野 庄市	倉吉市関金町野添字上木戸坂 446 の 5
天野 増蔵	〃
天野 竹多	〃
門木 猛	〃
天野菊太郎	倉吉市関金町野添字芋ヶ平ル 472
田中 長蔵	倉吉市関金町野添字芋ヶ平ル 473
大本吉太郎	倉吉市関金町明高字カウモ 1634 の 6
山口清太郎	倉吉市関金町明高字カウモ 1634 の 12
西田 富代	倉吉市関金町明高字カウモ 1634 の 17
田中 長蔵	倉吉市関金町明高字カウモ 1634 の 19

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

天野勝三郎	倉吉市関金町野添字向河内 389 の 2
〃	倉吉市関金町野添字向河内 389 の 3

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保  
全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、  
同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、  
森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変  
更予定の告示(平成19年12月4日付鳥取県告示第1005号)の内容  
(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

河本 平蔵	倉吉市蔵内字ハコモ谷 308
岸田 安蔵	〃
佐々木久雄	〃
松本 藤蔵	〃
杉井 たか	〃
生田 分吉	〃
西村 亀蔵	〃
太田 卓	〃
大島千代吉	〃
池上 久蔵	〃

池上 善吉	〃
藤井 辰吉	〃
藤川 法福	〃
梅林 政蔵	〃
福田 とも	〃
牧田 猪蔵	〃
山根 勉	倉吉市蔵内字ハコモ谷 310 の 2
岸田 甚一	倉吉市蔵内字ハコモ谷 310 の 5
〃	倉吉市蔵内字ハコモ谷 310 の 24
池上 善吉	倉吉市蔵内字ハコモ谷 310 の 44
梅林 政蔵	倉吉市蔵内字ハコモ谷 310 の 45
河本 時好	倉吉市蔵内字ハコモ谷 310 の 49
佐々木常太郎	〃
山田 増蔵	〃
松本 藤蔵	〃
杉井 たか	〃
生田 分吉	〃
西村 亀蔵	〃
太田 源蔵	〃
大島喜代美	〃
池上 久蔵	〃
池上 善吉	〃
中岡 守朝	〃
藤川 法福	〃
梅林 政蔵	〃
福田 とも	〃
牧田 猪蔵	〃
田熊 増一	倉吉市蔵内字小いろ谷 312 の 3

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 12 月 4 日付鳥取県告示第 1006 号)の内容  
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松原為四郎	東伯郡北栄町米里字姥ヶ谷 571
田村清九郎	東伯郡北栄町米里字三ノ寄 608 の 1
田村 静枝	東伯郡北栄町米里字三ノ寄 616 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字姥ヶ谷 571、字三ノ寄 608 の 1 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、北条町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 北栄町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課